

## 監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）の令和6事業年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### 1 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査要項等に基づき、理事長、理事、監査室、本部事務局総務企画課その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、機構本部及び各施設において業務、財産の状況及び文部科学大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表、決算報告書（以下「財務諸表等」という。）及び事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

### 2 監査の結果

（1）機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効

果的かつ効率的に実施されているものと認める。

(2) 機構の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

(3) 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

(4) 財務諸表等についての意見

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

(5) 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

3 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）及び独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）において定められた監査事項については、機構において適切な対応が実施されているものと認める。

令和7年6月23日

独立行政法人国立文化財機構

監事

久留島 典子 

監事

稲垣 正人 